

組織的犯罪集團との闘いに従事する捜査官へ
法解釈面、理論面、そして捜査手法面の武器となる一冊!!

知恵と工夫の結晶!

組織犯罪捜査のツボ

—組織犯罪処罰法、暴対法、銃刀法、金融犯罪、風紀犯罪、国際犯罪—

■ 城 祐一郎 編著

(昭和大学医学部法医学講座教授、元最高検察庁検事)

- A5判 ● 648頁
- 定価 4,180円 (本体 3,800円+税10%)

ISBN978-4-8090-1430-7 C3032 ¥3800E

執筆者

辻 義之 [元警察庁生活安全局長]

石山宏樹 [山口地方検察庁検事正]

眞田寿彦 [千葉地方検察庁次席検事]

山下裕之 [神戸地方検察庁次席検事]

村中孝一 [大阪地方検察庁特別捜査部長]

山口智子 [大阪地方検察庁検事]

最新検査実務全書シリーズ

知恵と工夫の結晶!

組織犯罪捜査のツボ

—組織犯罪処罰法、暴対法、銃刀法、金融犯罪、風紀犯罪、国際犯罪—

最新検査実務全書シリーズ



東京法令出版

本書の特色

「組織犯罪対策で必要となる特別刑法」に照準を絞って徹底解説!

- 捜査現場での取扱い実績が豊富な実務家により執筆
- 具体的な事例や裁判例を用いているから、擬律判断のポイントや捜査・証拠収集の留意点がわかりやすい!

詳細は
こちら! ▶



第3章

人身取引

内容
見本

問題の所在

人身取引は国際的に非常に大きな問題となっている。これに対する我が国の取組や法的規制について検討する。

設例

被疑者甲は、中国国籍の未成年の女性2名（17歳と18歳）を、千葉県内のスナックにおいて、同スナック経営者乙に、それぞれ約77万円及び70万円の対価で引き渡して売り渡し、被疑者乙は、その引渡しを受けて買い受けた。上記両名は、売春するために中国から連れて来られたものであり、日本に知り合いはおらず、また、日本語もまったくできなかった。ただ、甲は、引き渡すまでに、上記2名を自己の住居に住まわせていたが、ノイズを上げたり、逃げるなど恫喝したりするようなことはなく、該住居において、自由にビールを飲んだりしており、甲とは何をしていた。

甲及び乙の刑責如何。

具体的な事例・裁判例を取り上げて解説!

問1 人身取引に対する国際的取組みはどのようになされているのか。

解答 (1) 人身取引議定書の採択

国際的な犯罪組織が勢力を拡大し、その脅威が各国において深刻化してきたことから、国際社会が協力してこれに対処するため、平成12年（2000年）11月15日、国連総会において、国際組織犯罪防止

本書の構成

第1編 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

第1章 総説

第2章 不法収益等による事業経営支配罪（組織的犯罪処罰法9条違反）

第3章 犯罪収益等取得事実仮装罪等（組織的犯罪処罰法10条違反）

第4章 犯罪収益等收受罪（組織的犯罪処罰法11条違反）

第5章 テロ等準備罪（組織的犯罪処罰法6条の2違反）

第6章 証人等買収罪（組織的犯罪処罰法7条の2違反）

第7章 組織的犯罪に対する加重処罰（組織的犯罪処罰法3条違反）

第8章 没収、追徴（組織的犯罪処罰法13条違反）

第2編 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反

第3編 銃砲刀剣類所持等取締法違反

第1章 銃砲

第2章 所持

第3章 故意

第4章 加重類型

第5章 銃砲事犯捜査に関する特殊な制度

36 第1編 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

無効になったとしても、いったん成立した犯罪が不成立になることはあり得ないことなどの理由から、上記のような無効は本件犯罪の成立に影響を与えることはないと考えられた。

ウ この事件は、まさに組織的犯罪処罰法第9条違反の典型例ともいえるような事案であり、被疑者は、平成12年10月、東京地裁に起訴されたところ、同15年1月20日、東京地裁は、被告人に対し、他に起訴された詐欺等と併せて、懲役10年、罰金1,000万円の判決を宣告した。

2 薬品無許可販売により得た犯罪収益等を用いて会社設立をした事案（平成18年3月27日静岡地裁沼津支部判決（公刊物未登載））

この事案は、被疑者らが業として行った医薬品の無許可販売により得た犯罪収益等を用いて新会社を設立したもので、共犯者に犯罪収益等の1,000万円を交付し、その共犯者を同会社の設立発起人にさせ、株式払込みとしてその1,000万円を銀行に払い込ませた上で、発起人としての権限行使させて、他の共犯者を同会社の取締役に就任させたというものであった。

（参考）前述した大正生命保険事件と同様に、犯罪収益等を用することにより、その犯罪収益等が適法な経済活動とから、組織的犯罪処罰法9条違反に該当すると認める。具体的には、当時の組織的犯罪処罰法の別表中の第46で前提犯罪として規定する薬事法84条5号（業として行う医薬品の販売等）に違反し（無許可販売）、その違反により得た犯罪収益等を用いて株式払込金に充て、新会社の取締役の選任等を行ったものであることから、組織的犯罪処罰法9条1項1号違反が成立すると考えられ、実際に本件判決により有罪の言渡しがされたものであった。

3 架空の投資ファンドにより詐取した犯罪収益等を用いて会社設立をした事案（平成26年5月22日前橋地裁判決（公刊物未登載））

この事案ではA株式会社の取締役であった被疑者らは、平成18年6

第6章 刀剣類及び刃物

第4編 金融関係事犯

第1章 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反
一特に預り金に関して一

第2章 特殊詐欺

第3章 不良債権処理一特に競売入札妨害及び強制執行妨害に関して一

第4章 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反

第5編 風紀犯罪

第1章 賭博罪

第2章 売春防止法違反

第3章 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反

第6編 国境を越える犯罪

第1章 不法入国・不法在留・不法残留・不法就労助長

第2章 偽装結婚

第3章 人身売買

第7編 その他不正な収益を得るための犯罪

第1章 軽油引取税法違反

第2章 廃棄物処理法違反

知恵と工夫の結晶！
組織犯罪捜査のツボ

定価 4,180円（本体3,800円+税10%）（コード14152）

申込

部

（送料はサービス）

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

（フリガナ）
お取扱者（自署）

（TEL） - - -)

お届け先住所

公用
 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役

★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。

★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。

★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。

★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。

★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL:026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp）までご連絡ください。

★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先 東京法令出版 株式会社 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272（携帯電話からもお申込みできます。）

会社使用欄	団体コード				□納品済 □請求済 □領收済	印
		得意先コード				
在庫		ラベル	テ			チェック